

環境物品等の調達の推進を図るための方針

令和4年4月1日
独立行政法人造幣局

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和4年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の令和4年度における調達の目標

令和4年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和4年2月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目について、調達目標は100%とする。
---	-----------------------------

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ）	調達を実施する品目について、調達目標は100%とする。
---	-----------------------------

事務用修正具（液状） クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き	
--	--

ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
--	--

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目について、調達目標は 100%とする。
---	---------------------------------

4 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	令和4年度に購入する物品及び同年度から 新たにリース契約を行うものについて、調達 目標は100%とする。
--	--

5 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和4年度に購入する物品及び同年度から 新たにリース契約を行うものについて、調達 目標は100%とする。
--	--

6 オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	令和4年度に購入する物品及び同年度から 新たにリース契約を行うものについて、調達 目標は100%とする。
---	--

7 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	令和4年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについて、調達目標は100%とする。
------------------------	--

8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	令和4年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについて、調達目標は、基準値1を満たす物品及び基準値2を満たす物品を合わせて100%とする。
テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	令和4年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについて、調達目標は100%とする。

9 エアコンディショナー等

エアコンディショナー（業務用として販売されているものに限る）	令和4年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについて、調達目標は、基準値1を満たす物品及び基準値2を満たす物品を合わせて100%とする。
エアコンディショナー（上記以外） ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	令和4年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについて、調達目標は100%とする。

10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	令和4年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについて、調達目標は100%とする。
--	--

11 照明

LED照明器具（投光器及び防犯灯を除く）	令和4年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについて、調達目標は、基準値1を満たす物品及び基準値2を満たす物品を合わせて100%とする。
LED照明器具（投光器及び防犯灯のみ） LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ（大きさの区分40形直管蛍光ランプ） 電球形状のランプ	令和4年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについて、調達目標は100%とする。

12 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	令和4年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについて、調達目標は100%とする。
--	--

乗用車用タイヤ	調達を実施する品目について、調達目標は、基準値1を満たす物品及び基準値2を満たす物品を合わせて100%とする。
2サイクルエンジン油	調達を実施する品目について、調達目標は100%とする。

1.3 消火器

消火器	調達を実施する場合、調達目標は100%とする。
-----	-------------------------

1.4 制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目について、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
----------------------	---

1.5 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	令和4年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについて、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	--

1.6 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合、調達目標は100%とする。
------	-------------------------

1.7 その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目について、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	---

1.8 設備

太陽光発電システム（公共・産業用）	調達の予定はない。
太陽熱利用システム（公共・産業用）	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。

エネルギー管理システム	調達の手配はない。
生ゴミ処理機	調達の手配はない。
節水器具	調達を実施する品目について、調達目標は100%とする。
給水栓	調達を実施する品目について、調達目標は100%とする。
日射調整フィルム	調達を実施する品目について、調達目標は100%とする。
テレワーク用ライセンス	調達を実施する品目について、調達目標は100%とする。
Web会議システム	調達を実施する品目について、調達目標は100%とする。

19 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源 毛布 作業手袋 テント ブルーシート 一次電池	調達を実施する品目について、調達目標は100%とする。
---	-----------------------------

20 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21 役務

省エネルギー診断 印刷 自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗淨 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送（自動車）	調達を実施する品目について、調達目標は100%とする。
---	-----------------------------

クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更正	調達の予定はない。
蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。

2.2 ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合、調達目標は100%とする。
------------	-------------------------

II 特定調達物品等以外の令和4年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

腕章の調達を実施する場合、制服・作業服等の判断基準に準ずるものとし、その調達目標は100%とする。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 本調達方針はすべての部署を対象とする。
- 2 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ、公表する。
- 3 調達する品目に応じて、既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 4 木質及び紙（古紙を除く。）が原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成18年2月18日作成）に準拠して行うように努める。
- 5 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。
- 6 本調達方針に関する相談窓口は貨幣部管理環境課とする。